

## 今週の専門用語



### 法人企業統計調査

国内の営利法人等の企業活動の実態を把握するため、財務省のシンクタンクである財務総合政策研究所が実施している標本調査のこと。年次別調査では、①法人の名称等、②業種別売上高、③資産・負債及び純資産の額、④損益の額、⑤剰余金の配当額、⑥減価償却費、⑦費用、⑧役員・従業員数を調査し、翌年9月に結果を公表している。また、四半期別調査では、①～⑧の項目に加えて、固定資産の増減、投資その他の資産の内訳等も調査される。4～6月期の調査結果は同年9月に公表される。

### 税務訴訟

更正処分や賦課決定等の処分に不服がある場合、行政的な救済手段である不服申立てを経なければ税務訴訟を提起することはできない（国税通則法115条①）。ただ、審査請求は原則1年以内に裁決が出されるよう運用されているものの、事案によってはそれ以上かかるケースも珍しくない。そこで、審査請求後3ヶ月を経過しても裁決がない場合においては、裁決を待たずに税務訴訟を提起することが認められている（国税通則法115条①一）。

### 一括比例配分方式

消費税の仕入控除税額の計算方法である一括比例配分方式は、個別対応方式を適用しない場合（その課税期間における課税仕入れ等を課税売上対応分、非課税売上対応分、共通対応部分にその区分が明らかにされていない場合）に適用する（区分が明らかにされている場合も適用可）。具体的には、「その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の合計額×課税売上割合」で仕入控除税額を算出する。なお、一括比例配分方式を適用した場合には、2年間の継続適用が求められる（消費税法30条⑤）。

06  
ページ

09  
ページ

15  
ページ

From  
編集室

◆特集では、一般紙でも報道された株式保有特定会社の25%ルールを巡り、評価通達の合理性を否定した判決の実務への影響を取り上げた。◆ところで、本誌423号では、評価通達186-2の45%（現在は42%）控除規制が事実上形骸化している旨の記事を掲載した。内容は、帳簿保存義務期間の経過により現物出資時の帳簿類が存在しないケースで、同通達が規定する現物出資等受入差額が算定できなくなるというもの。◆紹介した事案は訴訟には至っていないものの、今回の判決文を読んで、同通達の合理性について、裁判所がどのような判断を下すのだろうかということが頭をよぎった。（SAK）

週刊T&A master 第445号

2012年4月2日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp